

河川法第 4 条第 1 項の 一級河川の指定等について

令和 2 年 6 月
水管理・国土保全局 水政課

河川の管理区分について

一級河川 ※ 河川管理者は、国土交通大臣
国土保全上又は国民経済上特に重要な水系に係る河川。国土交通大臣が指定。

指定区間外(直轄管理区間) (国土交通大臣管理)
一級河川の中でも重要度の高い区間。

指定区間 (一部の管理事務を都道府県知事又は政令指定都市の長が行う。)
国土交通大臣が指定。

二級河川 ※ 河川管理者は、都道府県知事又は政令指定都市の長
一級水系以外の公共の利害に重要な関係のある水系に係る河川。都道府県知事が指定。

準用河川 (市町村長管理)
一級河川及び二級河川以外の河川から市町村長が指定。河川法が準用される。

普通河川 (市町村長管理)
一級河川、二級河川及び準用河川以外の河川で、河川法の適用を受けない公共物として管理。

一級河川指定等の根拠条文

河川法(抄)

(一級河川)

第四条 この法律において「一級河川」とは、国土保全上又は国民経済上特に重要な水系で政令で指定したものに係る河川(公共の水流及び水面をいう。以下同じ。)で国土交通大臣が指定したものをいう。

- 2 国土交通大臣は、前項の政令の制定又は改廃の立案をしようとするときは、あらかじめ、社会資本整備審議会及び関係都道府県知事の意見をきかなければならない。
- 3 国土交通大臣は、第一項の規定により河川を指定しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するとともに、社会資本整備審議会及び関係都道府県知事の意見をきかなければならない。
- 4 前二項の規定により関係都道府県知事が意見を述べようとするときは、当該都道府県の議会の議決を経なければならない。
- 5 国土交通大臣は、第一項の規定により河川を指定するときは、国土交通省令で定めるところにより、水系ごとに、その名称及び区間を公示しなければならない。
- 6 一級河川の指定の変更又は廃止の手続は、第一項の規定による河川の指定の手続に準じて行なわれなければならない。

(参考) 一級河川の指定にあたっての考え方

一級河川とは、一級水系に係る河川の区間のうち、河川の形状、流域の地形、土地利用などを踏まえて、一体として管理する必要がある区間を指定している。

具体的には、次の1～4のようなものを指定をしている。

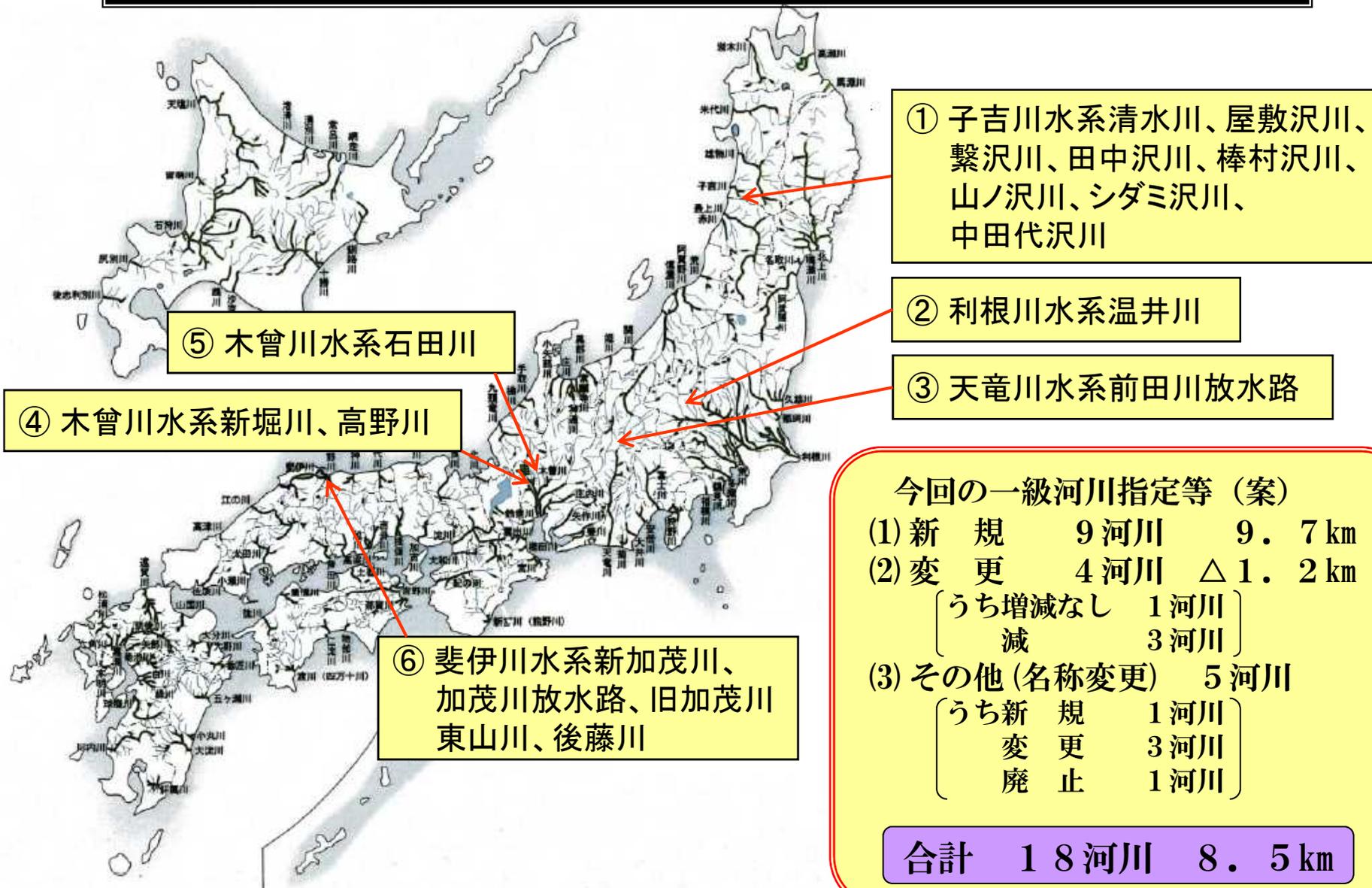
- 1 河川のはん濫によりその流域の市街地等に被害が発生し、又は発生するおそれがあり、整備の必要がある区間
- 2 当該水系の河川の流水、水質等に影響を与えるおそれのある貯留、取水等が行われる区間
- 3 整備又は保全が必要な貴重な自然環境、優れた景観等がある区間
- 4 河川の管理に必要なダムその他の河川管理施設が存する区間及び当該区間と一体として管理を行う必要がある区間

※1 既に指定済みの区間において、流路の変更、一体として管理する区間の変更等の事情がある場合には、上下流端の変更等を行っている。

平成24年10月30日開催
河川分科会資料より

※2 河川の名称変更は、地元自治体から要望があつて、変更後の名称に係る歴史的根拠や地域の合意形成の状況等が確認された場合に行っている。

一級河川指定等(案)の全国位置図



今回の一級河川指定等(案)

(1) 新規	9 河川	9.7 km
(2) 変更	4 河川	△ 1.2 km
	〔うち増減なし〕	1 河川
	〔減〕	3 河川
(3) その他(名称変更)	5 河川	
	〔うち新規〕	1 河川
	〔変更〕	3 河川
	〔廃止〕	1 河川

合計 18 河川 8.5 km

①子吉川水系

しみずがわ やしきさわがわ つなぎさわがわ たなかざわがわ ぼうむらさわがわ やまのさわがわ しだみさわがわ なかたしろさわがわ
清水川、屋敷沢川、繫沢川、田中沢川、棒村沢川、山ノ沢川、シダミ沢川、中田代沢川

河川指定等の概要

秋田県由利本庄市の子吉川水系子吉川では、古くより度々、河岸の欠壊、氾濫による被害を受けており、抜本的な治水計画として、昭和62年に鳥海ダム建設が計画されたものである。鳥海ダムは、その後、洪水調節のみならず正常流量の確保、水道用水の確保を目的として位置付けられ、調査、検証、評価等を経て、平成30年12月に基本計画が告示された。基本計画により、ダムの影響区間が確定したため、その区間内の河川について一級河川の指定(国管理)(新規)を行うものである。

※指定にあたっての考え方:「4 河川管理施設と一体として管理を行う区間」

～鳥海ダムの経緯～

- ・ 昭和62年度 鳥海ダム建設を計画
- ・ 平成18年度 子吉川水系河川整備計画策定(鳥海ダム建設)
- ・ 平成30年度 基本計画告示
- ・ 令和2年度 一級河川の指定(新規)

②利根川水系温井川

河川指定等の概要

群馬県藤岡市の利根川水系温井川では、度々発生する浸水被害の軽減を図るため、圃場整備事業と連携して河川改修工事を行い、上流部の河川流路が変更となったことから、一級河川の指定の変更(上流端の変更)を行うこととする。

なお、今回の変更により一級河川の指定から外れる区間については、普通河川として藤岡市が管理する。

※指定にあたっての考え方:流路の変更

～温井川改修の経緯～

- ・昭和55年度 圃場整備事業と連携した事業を開始
- ・平成30年度 事業完了
- ・令和 2年度 一級河川の指定の変更

利根川水系温井川



③天竜川水系前田川放水路

河川指定等の概要

長野県塩尻市の天竜川水系前田川では、河道の断面不足により度々発生する氾濫対策として、洪水の一部を小野川へ流すための放水路整備を進め、令和元年度に完成したことから、一級河川の指定(新規)を行うものである。

※指定にあたっての考え方:「4 河川管理施設の存する区間」

～前田川放水路整備の経緯～

- ・平成16年台風、平成18年豪雨災害により床下浸水等の被害が発生
- ・平成22年度 放水路整備事業着手
- ・令和 元年度 事業完了
- ・令和 2年度 一級河川の指定(新規)

天竜川水系前田川放水路



④木曾川水系新堀川、高野川

河川指定等の概要

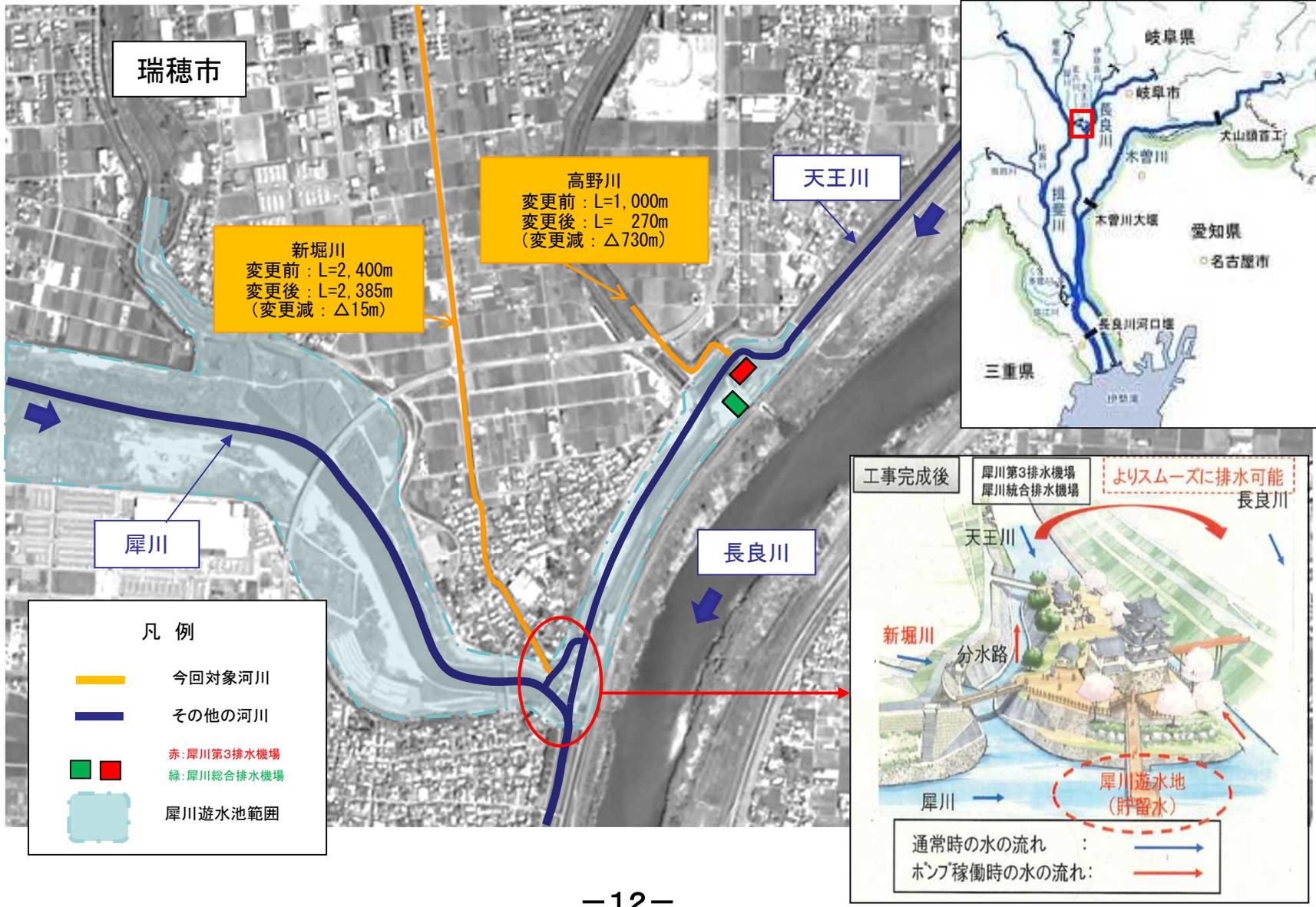
岐阜県瑞穂市の木曾川水系天王川では、犀川遊水地事業の一環で、遊水地に貯留した水を排水機場からスムーズに長良川へ排出するための拡幅工事・分水路の整備を行い、これが平成30年度に完成した。これに伴い、木曾川水系新堀川及び高野川が天王川へ合流することとなったことから、一級河川の指定の変更(下流端の変更)を行うこととする。

※指定にあたっての考え方:合流点の変更

～天王川改修の経緯～

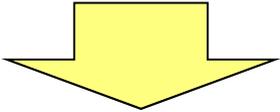
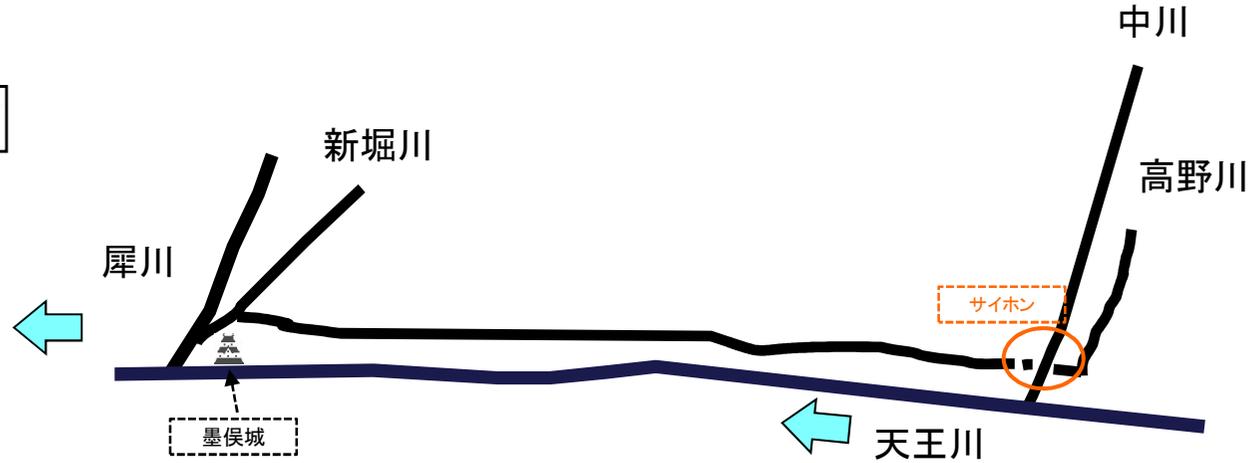
- ・昭和56年度 犀川遊水地事業着手
- ・平成26年度 犀川遊水地事業に伴う天王川改修事業着手
- ・平成30年度 事業完了
- ・令和 2年度 一級河川の指定の変更

木曾川水系新堀川、高野川

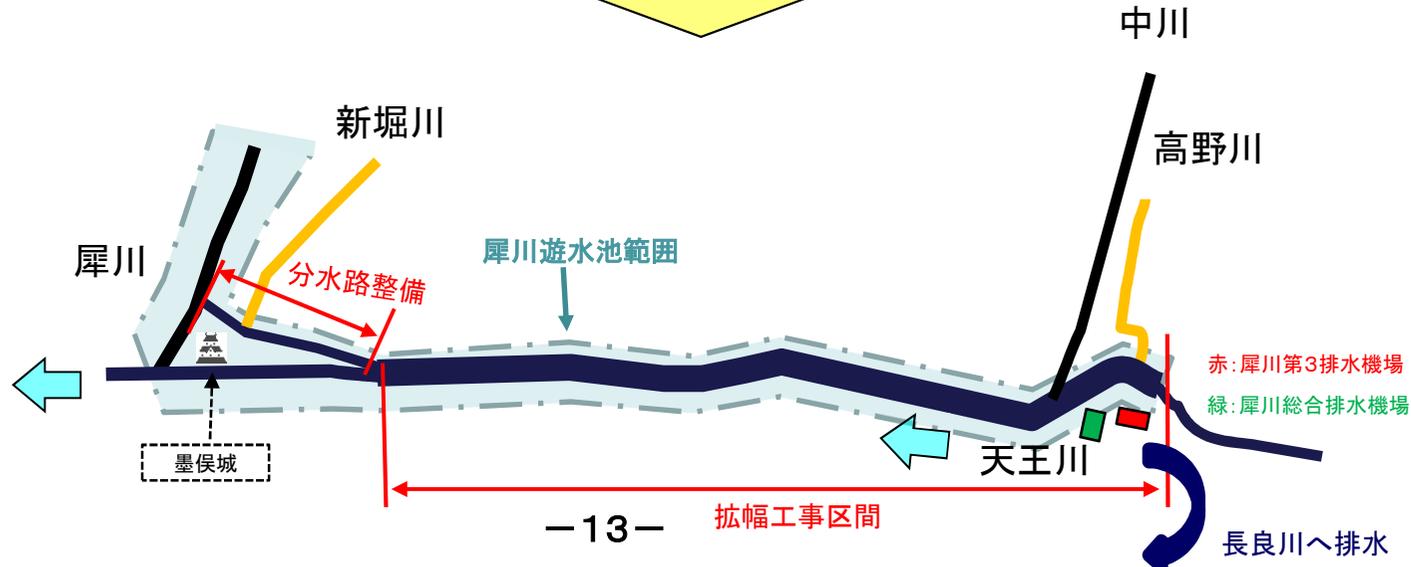


(参考)木曾川水系天王川改修

改修前



改修後



⑤木曾川水系^{いしだがわ}石田川

河川指定等の概要

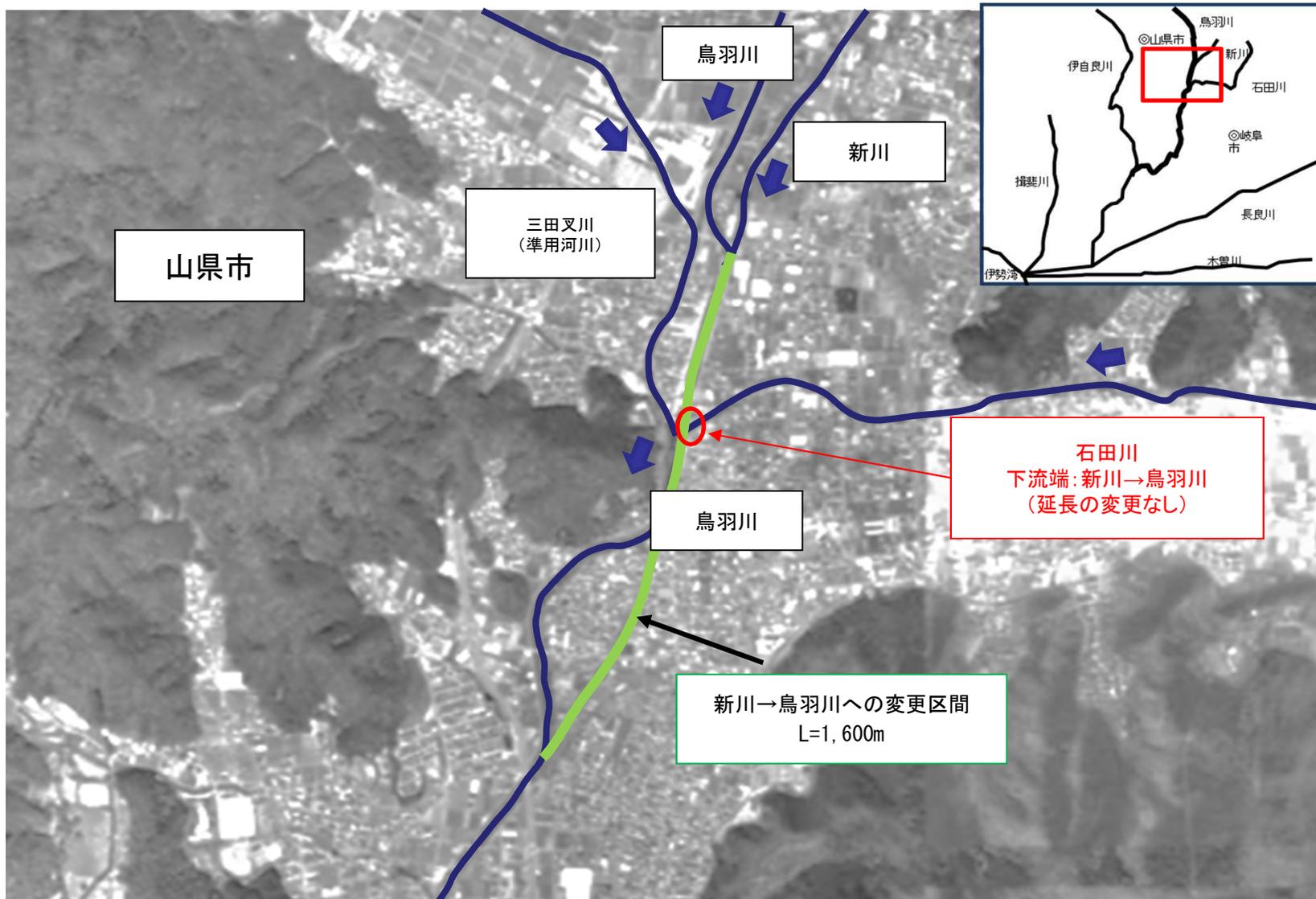
岐阜県山県市の木曾川水系鳥羽川では、河道の断面不足を解消させるため、鳥羽川と新川の間にある中堤の撤去、三田又川のサイホンの解消等の工事を行い、この工事が令和元年度に完成した。この工事に伴い、木曾川水系石田川が鳥羽川へ合流することとなることから、一級河川の指定の変更(下流端の変更)を行うこととする。

※指定にあたっての考え方:合流点の変更

～鳥羽川改修の経緯～

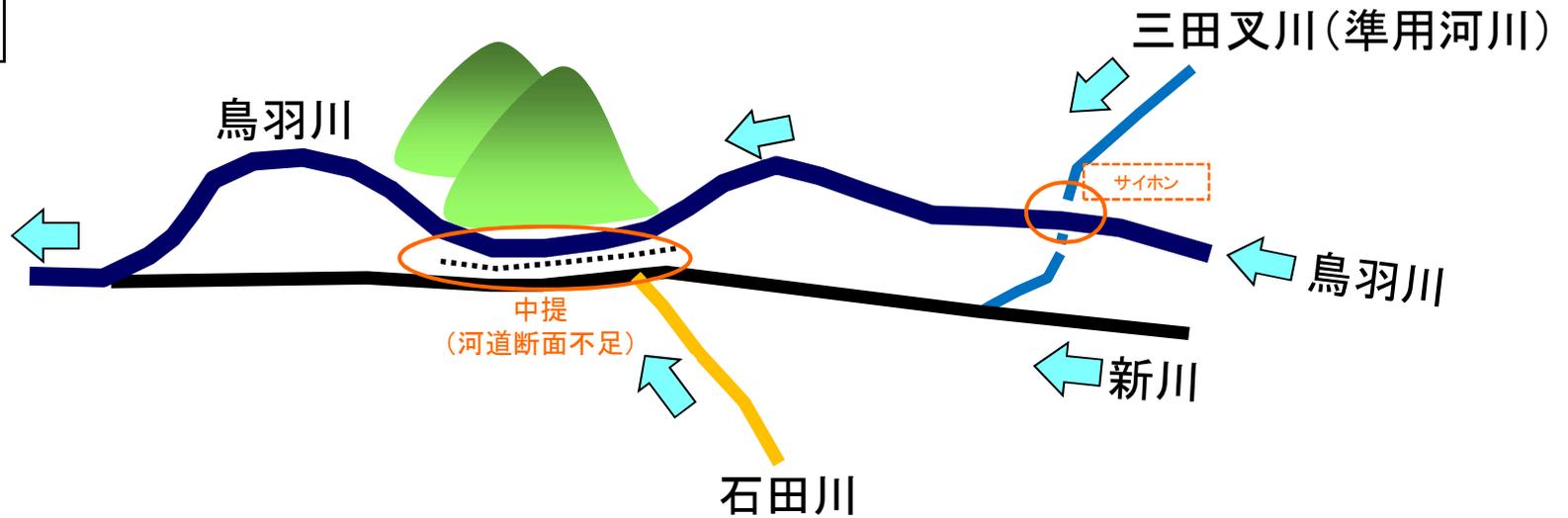
- ・ 昭和48年度 鳥羽川改修事業着手
- ・ 平成16年度迄 鳥羽川と新川の間にある中堤の撤去完了
- ・ 平成25年度 鳥羽川と三田又川のサイホン解消の事業着手
- ・ 平成29年度 三田又川サイホン撤去
- ・ 令和元年度 事業完了
- ・ 令和2年度 一級河川の指定の変更

木曾川水系石田川



(参考)

改修前



改修後



※中提撤去、サイホン解消のほか、他の箇所においても
拡幅工事、河床掘削等を実施し、流下能力を向上させている。

石田川(下流端が新川から鳥羽川へ変更)

⑥ しんかもがわ 斐伊川水系新加茂川、かもがわほうすいろ 加茂川放水路、きゅうかもがわ 旧加茂川、ひがしやまがわ 東山川、ごとうがわ 後藤川

河川指定等の概要

鳥取県米子市の斐伊川水系旧加茂川は、治水対策として加茂川で分水路（長砂町）が整備された後、旧加茂川となったが、現在も、地域住民が愛着をもって使っている「加茂川」とするため、一級河川の指定、指定の変更及び廃止を行うこととする。

※整備された分水路の区間（現加茂川）は新加茂川として指定し、旧加茂川は廃止し、旧加茂川より分派している旧加茂川放水路は、加茂川放水路として指定の変更を行うこととする。

また、上記により合流点の河川名称が変更となることから、併せて、東山川及び後藤川の指定の変更を行うこととする。

斐伊川水系新加茂川、加茂川放水路、旧加茂川、東山川、後藤川

